



令和2年10月5日

お客さま 各位

大田原信用金庫

株式会社ジャックス保証付きカードローン規定の改訂について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、民法第548条の4により当金庫において取扱いしておりますカードローンのうち株式会社ジャックスの保証付き下記の四商品につきまして、カードローン規定を改訂し、来る令和2年11月2日から適用いたしますので、何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本商品につきましては、新規申込の取扱いは行っておりません。

1. 取扱商品

- ・カードローン「ポケット」
- ・カードローン「エム」
- ・カードローン「パートナー」
- ・カードローン「ときめき」

2. 改訂する規定

- ・カードローン「ポケット」カードローン契約規定
- ・カードローン「エム」カードローン契約規定
- ・カードローン「パートナー」カードローン契約規定
- ・レディースカードローン「ときめき」カードローン契約規定

3. 改訂理由

- ・取扱商品の保証会社について令和1年9月24日株式会社ジェーシービーから株式会社ジャックスに信用保証業務の事業承継がなされたこと。
- ・当初契約から相当期間経過し、その間に民法、個人情報保護法、消費者契約法等法令の制・改正により従来の規定では実務対応ができなくなったため。

4. 主な改訂内容

- ・契約終了時の最終年齢を設けました。
- ・反社会的勢力排除条項を設けました。
- ・成年後見人制度等の条項を設けました。



大田原信用金庫

〒324-0056 栃木県大田原市中央1丁目10番5号

TEL0287(24)2266

5. 改訂日

令和2年11月2日

※詳細につきましては、当金庫ホームページ「預金等規定集」をご覧ください。

お問い合わせ部署	電話番号
大田原信用金庫 融資部	0287-24-2266

以上



大田原信用金庫

〒324-0056 栃木県大田原市中央1丁目10番5号

TEL0287(24)2266